

鹿兒島県港湾使用料支援補助金申請要領

令和3年3月
鹿兒島県土木部港湾空港課

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、旅客船利用者の大幅な減少に直面している定期旅客船運航事業者に対し、航路維持の観点から、前年と比較した売上の減少率に応じ、予算の範囲内において鹿児島県港湾使用料支援補助金を交付します。

2 補助対象事業者及び補助金交付額（要綱第2条関係）

対象事業者	次の要件をすべて満たす定期旅客船運航事業者（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第4項に規定する一般旅客定期航路事業を営む者） ① 公営事業者でないこと。 ② 鹿児島県離島航路補助金交付要綱第2条第4号から第6号に規定する航路の運航事業者でないこと。 ③ 交付申請日以降も事業を継続する予定である者。
補助金の交付額の算定の対象となる使用料	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に一般旅客定期航路事業のために使用した以下の使用料のうち納入が完了しているもの 〔係船料 人道橋使用料 可動橋使用料 ボーディングブリッジ使用料〕
補助金の交付額の算定の対象となる期間	第1期（令和2年4月1日から同年6月30日まで） 第2期（令和2年7月1日から同年9月30日まで） 第3期（令和2年10月1日から同年12月31日まで） 第4期（令和3年1月1日から同年3月31日まで）
交付額	補助金の交付額の算定の対象となる期間において、次の各号のいずれかに該当する場合、各号に規定する額を交付 (1) 売上が前年同月比で50%以上減少した月がある場合、その月が属する期間の対象使用料の全額相当額を交付 (2) 売上が前年同月比で30%以上～50%未満減少した月がある場合、その月が属する期間の対象使用料の2分の1相当額を交付

3 申請期間（要綱第3条関係）

令和3年3月22日（月）～令和3年12月28日（火）

※申請期間中であれば、港湾使用料の納入状況に応じ、複数回に分けて申請を行うことが可能です。

4 申請書類（要綱第3条関係）

申請書の様式は、鹿児島県のホームページに掲載しています。

鹿児島県ホームページ (<https://www.pref.kagoshima.jp/kenmin/index.html>)
ホーム > 社会基盤 > 港湾・空港 > 港湾管理 > 鹿児島県港湾使用料
支援補助金

提出資料	
(1) 申請書及び請求書	・ 鹿児島県港湾使用料支援補助金交付申請書及び交付請求書（第1号様式）
(2) 交付申請使用料の一覧	・ 鹿児島県港湾使用料支援補助金交付申請使用料一覧（第2号様式） ※第2号様式の記載に当たっては、次ページの「売上の考え方」も参考にしてください。
(3) 支援対象月及び前年対象月の売上を証明する書類	・ 補助金の交付額の算定の対象となる期間において、売上が30%以上減少した月がひとつでもある場合、その月が属する期間の各月及びその前年同月の売上が確認できる書類を提出してください。 ・ 様式の指定はありませんので、経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上帳など任意の書類で構いません。 ・ 証明書類は、中小企業庁の持続化給付金の必要書類（証拠書類）詳細の「(2)2020年分の対象とする月の売上台帳等」の考え方を準用していますので、必要に応じて参考にしてください。 *持続化給付金ホームページ（中小企業庁） https://jizokuka-kyufu.go.jp/

※上記以外に補足書類の提出を求める場合があります。

5 売上の定義及び考え方（要綱第3条関係）

（1） 売上の定義

- 売上は、一般旅客定期航路事業を運航する定期旅客船運航事業者の売上とします。
- 売上は、一般的な収益事業における売上高と同義で、給付金、補助金収入又は事業外収入は含みません。
- 港湾関係以外の複数の事業を営んでいる場合は、事業の内容に関係なく、すべての事業の売上を合計してください。

（2） 売上の考え方

- 補助金の交付額の算定の対象となる期間毎に、売上が前年同月比で50%以上減少した月がひと月でもある場合、その月が属する期間の対象使用料の全額相当額を交付、30%以上～50%未満減少した月がひと月でもある場合、その月が属する期間の対象使用料の2分の1相当額を交付します。

【補助金の交付額の算定の対象となる期間】

第1期（令和2年4月1日から同年6月30日まで）

第2期（令和2年7月1日から同年9月30日まで）

第3期（令和2年10月1日から同年12月31日まで）

第4期（令和3年1月1日から同年3月31日まで）

- 売上が30%以上減少した月がひと月でもある場合、その月が属する期間の全ての対象使用料を別記第2号様式（エクセルデータ）に記載してください。補助金交付申請額が自動計算されます。

※売上が30%以上減少した月がない期間の使用料については、補助金の交付対象ではありませんので、別記第2号様式には記載しないでください。

- 補助金の交付額の算定の対象となる期間において、売上が30%以上減少した月がひと月でもある場合、その月が属する期間の各月及びその前年同月の売上を証明する書類を提出してください。
- 売上の考え方については、次ページの例を参考にしてください。

■ 売上の考え方（例）

対象期間	第1期			第2期			第3期			第4期		
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
売上減少率	20%	60%	40%	20%	10%	15%	15%	20%	40%	75%	60%	60%
	↑						↑			↑		
	第1期の売上減少月 (減少率50%以上)			第2期は売上減少率が30%以上の月がない。			第3期の売上減少月 (減少率30%以上50%未満)			第4期の売上減少月 (減少率50%以上)		
	▽			▽			▽			▽		
	<input type="checkbox"/> 令和2年4～6月の対象使用料の全額相当額を交付申請 <small>※別記第2号様式に全ての対象使用料を記載</small> <input type="checkbox"/> 令和2年4～6月及び令和元年4～6月の売上証明書類を提出			令和2年7～9月は交付対象外 ※申請不可 ※別記第2号様式には記載しない。			<input type="checkbox"/> 令和2年10～12月の対象使用料の2分の1相当額を交付申請 <small>※別記第2号様式に全ての対象使用料を記載</small> <input type="checkbox"/> 令和2年10～12月及び令和元年10～12月の売上証明書類を提出			<input type="checkbox"/> 令和3年1～3月の対象使用料の全額相当額を交付申請 <small>※別記第2号様式に全ての対象使用料を記載</small> <input type="checkbox"/> 令和3年1～3月及び令和2年1～3月の売上証明書類を提出		

6 交付条件（要綱第4条）

- 補助金の交付に当たっては、定期旅客船運航事業者が一般旅客定期航路事業のために令和3年3月31日までに使用した県管理港湾施設の港湾使用料が納入されている必要があります。
- 補助金の交付額の算定の対象となる使用料[※]については、納入が完了した分から複数回に分けて交付申請を行うことが可能です。
個別にご相談ください。

※補助金の交付額の算定の対象となる使用料（要綱第2条別表）

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に一般旅客定期航路事業のために使用した以下の使用料のうち納入が完了しているもの

- | |
|--|
| 係船料
人道橋使用料
可動橋使用料
ボーディングブリッジ使用料 |
|--|

7 留意事項

- 定期旅客船運航事業者以外の代理店等が、補助対象使用料に係る使用許可を受けている場合においては、定期旅客船運航事業者が代理店等の分もまとめて申請してください。

- 補助金の交付後、鹿児島県港湾使用料支援補助金交付要綱第7条第1項各号のいずれかに該当することが判明した場合には、補助金の交付の決定を取り消した上で、交付した補助金を一定の期限内に全額返還していただく場合があります。

8 申請方法・提出先

(1) 申請方法

郵送又は持参 ※令和3年12月28日(火) 17時必着

※簡易書留やレターパックなど申請者が郵便物の到達を確認できる方法で送付してください。

※申請期限が迫っている場合はご持参ください。

※提出後、必要に応じ、提出資料のデータ送付をお願いする場合があります。

(2) 提出先

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県 土木部 港湾空港課 管理係（県庁15階）

電話：099-286-3636

E-mail：h-kanri@pref.kagoshima.lg.jp

【受付時間】 8時30分～17時15分（土日祝・年末年始除く）